

○西宮市消費生活審議会公募委員選考委員会の設置に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市消費生活審議会公募委員選考規程（平成16年4月7日施行。以下「規程」という。）第13条の規定に基づき、選考に必要な事項を定める。

(選考委員会の招集)

第2条 選考委員会は委員長が招集する。

(選考委員会の審査)

第3条 委員長は選考委員会を主宰する。

- 2 委員は、申込書に記載された応募理由及び小論文（いずれも応募者氏名を削除したもの）について審査する。
- 3 選考委員会は前項により審査した結果、面接が必要と判断した場合、該当者に対して日時と場所を通知して面接を行うものとする。
- 4 小論文及び面接については、規程第8条に基づく別表2による点数を付与する。

(選考結果の通知)

第4条 規程第11条の規定に基づく選考結果の通知は文書により行う。

- 2 選考結果として、採用の可否について通知をする。
- 3 申込書及び小論文は返却しない。

(庶務)

第5条 選考委員会の庶務は、西宮市消費生活センターで行う。

(補則)

第6条 この要綱で定めるもののほか、選考委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。